

厚生省設置法案

第一章 總則

(設置)

第一條 この法律により、厚生省を設置する。

又 厚生省の長は、厚生大臣とする。

(機関)

第二條 厚生省に本省の外、左の外局を置く。

引揚援護廳

又 厚生省に左の地方支分部局を置く。

國立公園管理所

医務出張所

防疫職員地区駐在所

地方引揚援護局

復員連絡局

地方復員残務処理部

昭和廿一年五月廿四日

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍

内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一、國民の健康の増進及び資質の向上に関し企画し實施すること。

二、建築物衛生、清掃衛生その他環境衛生の改善及び向上を図ること。

三、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び屠場法(明治三十九年法

律第三十三号)を施行すること。

四、栄養の改善を指導すること。

五、水道、下水道の布設、築造、維持管理等につき指導、奨励及び監督を

行うこと。

六、墓地、埋葬等に関する事務を行うこと。

七、國立公園法(昭和六年法律第三十六号)を施行し、旧皇室苑地を維持管

理し、その他公園及び休養地の普及改善並びに國民厚生運動の普及發達

を図ること。

八、温泉泉を保護しその利用の適正を図ること

- 九 人口問題の調査研究をすること。
- 十 公衆衛生技術者を養成し、訓練すること。
- 十一 國民医療法(昭和十七年法律第七十号)及びあん摩、はり、きゆう、柔道整備并營業法(昭和二十二年法律第二百十七号)を施行すること。
- 十二 医療機関の整備改善を図ること。
- 十三 医療の普及及び向上を図ること。
- 十四 國立病院及び國立療養所を運営し、管理すること。
- 十五 保健所の運営を指導し、その他保健所法(昭和二十二年法律第百一号)を施行すること。
- 十六 傳染病その他の疾病を予防すること。
- 十七 衛生知識の普及及び向上を図ること。
- 十八 疾病予防の試験、検査及び研究に関する施設の指導並びに監督と行うこと。
- 十九 海港及び空港における檢疫を實施すること。
- 二十 人口動態統計その他衛生統計を作成すること。
- 二十一 医薬品、衛生材料、医療用器具機械その他衛生用品等の生産、配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。
- 二十二 薬剤師の試験、免許及び登録を行い、その他藥事法(昭和 年法律第 号)を施行すること。
- 二十三 毒物劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。
- 二十四 社会事業の助長及び監督並びに國立の社会事業施設の経営及び管理を行うこと。
- 二十五 民生委員の指導及び監督を行うこと。
- 二十六 社会事業関係職員の教養訓練を行うこと。
- 二十七 生活困窮者、罹災者、傷痍者等であつて保護を要する者の保護及び救助を行うこと。
- 二十八 公益質屋、投産施設その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。

年九兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)を施行しその他兒童及び姓産婦の福祉増進を図ること

三、前六号に掲げるものの外國民生活の保護及び指導を図ること

三二、建康保險法(大正十一年法律第七十号)、國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)を施行すること

三三、社会保險制度の調整を図ること

三四、厚生省の所管行政に関する調査、研究及び統計に関すること

三五、厚生省の所管行政に関する部内の人事、會計及び庶務その他綜合調整に関すること

三六、前各号に掲げるものの外社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に関すること

第三章 外局

(引揚援護方の所掌事務及び権限)

第四條 引揚援護方の所掌事務は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内

で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一、今次の戦争の終結により内地(樺太、^{及び内地より内地以外の地域へ引き揚げ者の}沖縄及び千島を除く。以下同じ。)以外の地域より内地へ引き揚げた者、^{及び内地より内地以外の地域へ引き揚げ者の}應急援護及び檢疫に関する事務を行ふこと

二、旧陸海軍の復員及びこれに関連する事務を行ふこと

第四章 地方支分部局

(國立公園管理所)
第五條 國立公園管理所は、厚生大臣の管理に属し、國立公園に関する事務を掌する

二、國立公園管理所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

(医務出張所)

第六條 医務出張所は、厚生大臣の管理に属し、第三條第十四号の事務を分掌する

三、前條第三項の規定は、医務出張所に、これを準用する。

(防疫職員地区駐在所)

第七條 防疫職員地区駐在所は、厚生大臣の管理に属し、第三條第十六号の事務を分掌する。

五、第五條第二項の規定は、防疫職員駐在所にこれを準用する。

三、第一項の防疫職員地区駐在所の外、厚生大臣が都道府県に駐在させる防疫職員は、都道府県知事の指揮監督を受けるものとする

(地方引揚援護局)

第八條 地方引揚援護局は、引揚援護庁長官の管理に属し、第四條第一号の事務を分掌する。

五、第五條第二項の規定は、地方引揚援護局に、これを準用する。

(復員連絡局)

第九條 復員連絡局は、引揚援護庁長官の管理に属し、旧陸軍の復員及びこれに関連する事務を分掌する。

五、第五條第二項の規定は、復員連絡局に、これを準用する。

三、引揚援護庁長官は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に復員連絡局支部を設置することができる。復員連絡局支部の名称、位置、管轄区域、

その他必要事項は、引揚援護庁長官が、これを定める。

(地方復員残務処理部)

第十條 地方復員残務処理部は引揚援護庁長官の管理に属し、旧海軍の復員及びこれに関連する事務を分掌する。

五、第五條第二項の規定は、地方復員残務処理部に、これを準用する。

附則

この法律は、昭和三十三年六月一日から、これを施行する。

厚生省官制(昭和三十三年勅令第七号)、引揚援護院官制(昭和三十一年勅令第百三十号)、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく復員庁の部局に対する措置に関する政令(昭和三十三年政令第二百十五号)及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令(昭和三十三年政令第二百二十五号)は、これを廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外従前の機関及びその職員は、この法律に基く相當の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

裏面白紙

閣議了解事項

(昭和三年育十曹)

厚生省

厚生省設置法第三條第七号及第八号には左記事項を含むものである。

記

一、国立公園及び温泉鉱泉に関する事業の指導育成及び施設の整備改善を図ること。